

研究資料

京都・神光院蔵木造薬師如来立像

三井舞

院本堂の右脇壇上に、室町時代の作とみられる愛染明王坐像などとともに安置されている。明治十九年に作成された「神光院什器帳」によれば、左脇壇上に安置される十一面觀音立像や地蔵菩薩立像などと同様に、神仏分離令が布告された後、上賀茂神社から当院へ移されたものであるという。

はじめに 一、像の概要

二、伝来

三、上賀茂社における神仏習合と神仏分離

四、岡本堂と薬師如来像
おわりに

筆者は昨年、八世紀末の制作になる京都・神護寺薬師如来像の造像背景を再検討したことがあり、その像が、「仏力をもつて神威を増す」という、八世紀後半頃にあらわれた神仏習合の論理を背景につくられたものであるとの見解を示した。⁽⁸⁾この見解について口頭報告をおこなった際、伊東史朗氏より本像の存在をご教示いただき、また当院のご理解とご協力とを賜り、調査がかなうこととなつた。⁽⁹⁾

本像もまた、平安時代前期の神仏習合思想を背景につくられた可能性が高く、彫刻史上重要な遺品と考えられるものである。ただ、これまであまり注目されることがなかつた。そこで本稿では、本像に関する基本資料を紹介し、あわせて本像の制作背景について若干の考察をおこないたい。

一、像の概要

まず本像の概要を示す。像高一二一・五センチ。⁽¹⁰⁾後述のとおり、裙の裾まわりを補修しているため、当初の正確な像高は不明である。形状・品質構造・保存状態は以下のとおり。

(1) 形状

素髪（螺旋貼りつけの痕跡なし）。肉髻をうず高く盛り上げ、肉髻珠はあらわさない（図版6-b）。白毫相をあらわす（額の中央にうがつた直径三センチ、深さ一センチの円形の孔の中央に、八角形の水晶を嵌入する）。耳朶は、補修のない右耳を環状貫通とし（図版6-a）、頸部に二本の括り線（二道相）をあらわす。

裙・覆肩衣・大衣をつける。覆肩衣は背部から右肩にかかり右腕をおおい、右腹下部に舌状にたるみをあらわす（挿図2）。大衣は左肩から背部をめぐり、右腋下智満（一八三五～一九〇九）が寺号を復した。⁽⁵⁾現在、弘法大師像を本尊とし、「京都三弘法」の寺としてよく知られている。

本稿で紹介するのは、制作年代が平安時代前期にさかのぼるとみられる薬師如来立像である（図版2・4・6、挿図1-a～c以下、本像と略称する）。本像は、当

(a)

(b)

(c)

挿図1 薬師如来立像 (a) 右斜側面 (b) 背面 (c) 左側面 京都・神光院蔵



挿図2 同 上半身 正面

挿図3 同 像底

め当初の形状は不明)。

左手は垂下し、掌を仰いで全指を軽く曲げ薬莖をのせる。右手は屈臂し掌を前に向けて立て、全指をかるく曲げる。左脚をやや前に踏み出して立つ。

(2) 品質構造

樋材か、一木造り、素地。

頭体幹部は、頭頂より両腕前膊を含めて地付にいたるまで、木心を中央後方に外す樋とみられる一材より彫出する。内割りはなし。両手首先・足先を矧ぐ。

表面は素地とみられる(現状、泥地による古色を呈する)。

(3) 保存状態

後補部は、白毫珠・両手首先・両足先・持物・地付まわり・足柄・表面の泥地彩色。地付に補材をはりまわす。背面中央には、幅一一・五センチ、高さ二六センチの長方形状の板材を矧いだ補修の痕跡がみとめられる。この後補材と足柄の横幅の長さがほぼ一致することから、この材から足柄をつくりだしているものとみられる(挿図3)。

裙裾・正面の大衣下端の朽損や、下腹部から大腿部上辺にかけての擦損など損傷が目立つため、泥地による補修がおこなわれている。補修箇所は、鼻先・左目尻・左耳・両手首の付け根から袖口にかけての部位・正面の大衣下端・左右袖部の旋轉文。その他、正面胸腹部から頭頂・左袖部などに干割れや、上半身を中心に蝕損がみとめられる。

台座底面に大正十年(一九二二)の修復銘があり、方座はこのときにつくられたものと考えられる。⁽¹¹⁾

大腿部の量感を強調する腹下部正面のY字形衣文や、地髪とほぼおなじ幅で垂直に立ちあがるうず高い肉髻などのかたち、あるいは奥行きのある体躯のボリューム感など、本像には、平安初期一木彫像の典型的な作風がみとめられる。

小ぶりな頭部と幅・厚みのある体躯とが対比的な、長身をおもわせる本像のプロ

ポーションは、奈良時代の木彫像の作風を継ぐ奈良・元興寺薬師如来立像や京都・金剛心院如来立像などを想起させる(挿図4~6)。ただし金剛心院像には両袖先や裙裾を後方になびかせるような動きがあり、直立に近く動きの少ない本像とは対照的である。金剛心院像のもつような運動感は、奈良・法華寺十一面觀音立像など承和年間(八三四~八四七)ごろの制作になる像を中心みられ、運動感の有無は本像の制作年代を考えるうえでも一つの指標になろう。

本像にみられる、正面大衣の下縁に立ち上がりをつけながら波打たせる処理(挿図7)は、唐招提寺伝薬師如来立像や神護寺薬師如来立像など八世紀後末期の木彫像のものに近い。また、やわらかな丸みのある衣文、大ぶりな肉髻、控えめながら頭部を前方に突き出す姿勢などは古い要素とみなされる。こうした諸要素を考え合わせれば、本像の制作年代は承和年間を少しさかのぼる九世紀前半に位置づけるのが妥当ではないだろうか。

形式上、特徴的な点を挙げておく。額中央には、直径三センチ・深さ一センチの穴をうがち、その中央付近に水晶製八角形の白毫珠がはめられている(八角形の白毫珠は後補、図版6-1b)。一見すると、穴の大きさが額の広さに比べて過大で不自然に思われるが、穴の側面と下面とにいれる鑿の角度を変えているなど仕口がこまかいことなどから、白毫の穴は当初からのものとみてかまわないだろう。目は「重まぶたで、これについては京都・宝菩提院菩薩半跏像や福島・勝常寺薬師如来坐像など平安初期木彫像にも若干の類例が知られる。耳には耳輪内にアラビア数字の8のようなかたちを刻みこんでおり、こうした例は他に知られず、珍しいものと言える(図版6-1a)。

また、左右肘より下の袖口と大衣正面の左端に、それぞれ四・二・三箇の旋轉文を上下に連ねてあしらっている点にも注目される(挿図8)。平安時代前期の木彫像に、旋轉文のあらわされる例は多いものの、本像の旋轉文は数の多さや配置の仕方などの点できわめて特異である。

本像と似た旋轉文のかたちと配置とをもつ像に、京都北区大森町の安樂寺如来形立像がある。安樂寺像の像高は一六一・二センチ、構造は頭頂より蓮肉までを通じて一材より彫出し、後頭部と蓮肉を含んだ体部背面にそれぞれ一材を寄せ、内割り

挿図4 薬師如来立像 斜側面 奈良・元興寺蔵

挿図5 薬師如来立像 斜側面 京都・神光院蔵

挿図6 如来立像 斜側面 京都・金剛心院蔵

挿図7 薬師如来立像 部分 正面大衣下端
京都・神光院蔵

(b)

(a)

挿図8 同 旋転文 (a) 右袖垂下部 (b) 左袖垂下部・大衣正面左端

をほどこしている（挿図9）。このような構造からみれば、安樂寺像は神光院像より制作年代が下ると考えられるものである。ただし、胸を大きくあけ、なだらかな円弧を二つ連ねた胸部の線と曲率の大きい腹部の線をあらわす点、覆肩衣を大衣にたくしこまず右肘内側の腹部上に舌状のたるみをあらわす点、左右の肘より下の袖



挿図9 如来形立像 (a) 全身 右斜側面 (b) 全身 正面 (c) 全身 左側面 京都・安樂寺蔵

口と大衣正面の左端に旋轉文を連ねる点などは互いに非常によく似ており、何か共通する手本があつたのではないかと想像される。

このほか神光院像において注意されるのは、下腹部から脚部にかけての側面に丸鑿の痕跡を残している点である（挿図10）。ただしこの処置が意図的なものなのかどうかはわからない。

胸部・腹部・下半身の比率がバランスを欠いていたり、大衣のまとい方につけつまがあわない部分があつたりするなど、作行は大変素朴である。しかし本像が、特異なかたちをもつ、平安初期の貴重な遺品であることに変わりはない。

二、伝来

明治十九年（一八八六）、京都府の命により、神光院の財産目録「神光院什器帳」¹⁴⁾が作成された。そこには、当時神光院が所有していた資財が、仏像・仏画・仏器・経巻・古書画・俗典・器具・券証等の、第一項から第十項までの項目に分類、列記されている。このうち「第壹項仏像之部」の冒頭に、本像について、次のように記されている（引用には通用の字体を用いた。句読点・傍線は筆者による。以下同じ）。

藥師如來木像壹体

但立像御丈五尺五寸。行基菩薩作。上賀茂旧神宮寺所レ安。慶應三年五月、

挿図10 丸鑿痕 薬師如來立像 京都・神光院蔵

当院前住職和田智満、請安レ之。

これによれば、本像は上賀茂社の神宮寺に安置されており、慶応三年（一八六七）五月、当時、神光院の住職であった和田智満がこの像を請い、神光院に安置したといふ。

本像のほか、上賀茂社から神光院に移されたものに十一面觀音立像・地藏菩薩立像・大般若經入りの厨子二基があり、「什器帳」にそれぞれ次のように記されている。

十一面觀音木像金容壹体

但立像御丈五尺五寸。化人作。上賀茂旧神宮寺本尊。慶応三年五月、神仏判然際、前往智満、請移於當院。

地藏菩薩木像壹体

但立像御丈五尺壹寸。正和元年法印重譽作。上賀茂神社樓門上所安。當院安置緣由、同上。

大般若經 壱部

但古写経。黄紙墨書、表紙紺紙金泥引、表紙裏面金、真鎰撥軸。第五百六拾

挿図11 十一面觀音立像 京都・神光院蔵

右によれば、当院の十一面觀音立像は上賀茂社神宮寺の本尊であつた（挿図11）。「神仏判然」の際、智満がこれを当院に移したといふ。「神仏判然」とは、維新政府によつて命じられた神仏習合の廃止を指す。だが、神仏分離の政策が布告されたのは慶応四年（一八六八）三月十三日であり、また後述するように布告にともなつて上賀茂社に「廢仏掛」が設置されたのは同年四月二十八日のことであつた。御読経所の經典が慶応四年の五月に整理されることなどを考え合わせれば、「什器帳」に記される慶応三年五月とは、慶応四年五月の誤りとみてまず間違いないだろう。

この十一面觀音立像の向かつて右隣に安置される地藏菩薩立像は、もともと上賀茂社樓門上にあつたといふ。¹⁷⁾また龕二基に納められる大般若經は、同社御讀經所に安置されていた。¹⁸⁾薬師如來像をはじめ、上賀茂社伝来のこれらの什物は、神仏分離の布告後、同時期に神光院に移されたものだつたのである。

二、上賀茂社における神仏習合と神仏分離

（1）上賀茂社における神仏習合の展開

十五世紀ごろの「賀茂別雷神社境内絵図」（挿図12）は、上賀茂社における神仏習合の様子を視覚的によく伝えてくれる貴重な資料である。

一の鳥居を入つて東方、神宮寺池の北辺には、神宮寺觀音堂・鐘樓・經藏・多宝塔があらわされている。神光院十一面觀音立像は、もともとこの神宮寺觀音堂の本尊として祀られていたものであつた。また厨子入り大般若經があつた經所（御讀經所）は、本殿のすぐ西側の御手洗川沿いにみられる。もう一基の塔は二の鳥居の西方にそびえていた。このように、中世上賀茂社境内には堂宇や多宝塔などの仏教建築物がたちならび、神仏習合の濃密な空間を形成していた。また神主など世襲の神職集團が居住した社家町にも、西念寺や十樂寺などの寺院や仏堂が存在した。

上賀茂社の神仏習合の展開について、上島享氏は次のように論じておられる。⁽²⁰⁾すなわち九世紀前半にはすでに神宮寺とよぶべき寺が存在していた。しかしそれは境内から少し離れた場所にあり、神祇と仏教との間には物理的にも精神的にも一定の距離があつた。こうした神仏習合のあり方は十一世紀前半より大きく変化し、次第に両者の距離が縮まつてゆく。少なくとも十一世紀前半には神宮寺が存在してお⁽²¹⁾り、また寛治六年（一〇九二）までには御読経所が建てられていた。⁽²²⁾承徳二年（一

○九八）より法華八講が、翌康和元年からは仮名会が始まられ、天永元年（一一一〇）、永久四年（一一一六）にはそれぞれ白河上皇、鳥羽天皇が仏塔を建立し、目に見えるかたちで神仏習合空間があらわされるようになつたのである。

すなわち少なくとも十二世紀初頭には、境内に神宮寺や御読経所がたつていた。また経所には供僧が置かれ、こうした社に属する僧侶と神官とによつて神社組織が形成されていった。こうして中世神社が出現したのである。

繰り返せば、本稿で取り上げている薬師如来像は、「什器帳」によれば上賀茂社神宮寺の所安であったという。だが右にみたように、同社の境内に所在した神宮寺は、十世紀末頃に創建されたと考えられる。「什器帳」の記述に間違いがなければ、九世紀前半につくられた本像は、もともとの安置場所から境内の神宮寺に移されたわけである。神宮寺が再建を繰り返していることを考慮すると、像の移動はそれほど古いことではないと推測されるが、本像がどの時点で神宮寺に安置されることとなつたのかは不明である。そこからさらに本像が神光院に移されたのは、神仏分離にともなつてのことであつた。では、本像はもともとどこにあつたものなのだろうか。

そこで次に、神仏分離の際の上賀茂社において、仏教関係の遺品がどのように処遇されたのかを確認し、本像の素性を知るための手がかりがないかどうか探つてみたい。

（2）上賀茂社における神仏分離

慶応四年（明治元年、一六八六）三月十三日、祭政一致の制度に復し、神祇官を再興して諸神社・神主等を神祇官に附属させることを命じた布告が出された。⁽²³⁾これ以降、神仏分離と廢仏毀釈につらなる諸政策が具体化する（表1参照）。

この太政官布告が出された約一ヶ月後に、上賀茂社の神仏分離と廢仏とが推し進められることとなる。四月二十八日に廢仏掛が設置されると、閏四月四日に廢仏掛から神祇局へ廢仏の願書が提出された。同十六日にはこれがみとめられ、社頭にある堂舎はことごとく廃絶せざることが申し渡される。これと前後して、社家町が神道に改められたり、供僧が還俗させられたりするなど、矢継ぎ早に神仏分離の政策

挿図 12 賀茂別雷神社境内絵図 京都・賀茂別雷神社蔵

表1 上賀茂社をめぐる神仏分離・廢仏毀釈（慶応4年〈明治元年〉3月～5月）

年月日	神仏分離の諸布告	上賀茂社をめぐる動き	典 拠
1868.3.13	祭政一致の制度に復し、神祇官を再興し、諸神社神主等神祇官附属させることを命じた布告が出される。		『法令全書』明治元年第153
3.17	諸国大小の神社に、別当・社僧などと称して神勤している僧職身分の者の「復飾」(還俗)が命じられる。		『法令全書』明治元年第165
3.28	仏語をもって神号と為す神社はその事由を記録させ、また仏像を神体とする神社を改め、社前の仏像・仏具を除却することが命じられる。		『法令全書』明治元年第196
4.28		仏像取除御掛り(廢仏掛)を設置。	『社記仮附』
閏4.1		上社惣代、廢仏について下社と打ち合わせ。七町・柊原村・深泥池村の年寄に、念仏講・地蔵会・觀音講・詠歌を禁じる。	『社記仮附』
閏4.4	別当・社僧などは還俗の上、神主・社人などと改称して神勤し、それに不得心の者は立ち退くよう命じられる。		『法令全書』明治元年第280
閏4.6		念仏町や地蔵谷など、仏号のつく町名・地名をあらためる。	『社記仮附』
閏4.9		九条家などに献上する巻数を廃止する。	『社記仮附』
閏4.14		社頭にある堂舎はことごとく廃絶することが申し渡される。	『社記仮附』
閏4.16		元供僧の千手院公暉・和光院慈蓮ら還俗して、僧官を返上する。經所などから出た仏像は仏師に売り払ってつぶし、賀茂社の称号が残らないようにし、神宮寺の梵鐘や仏器は大政官代に差し出すこととなる。また小經所の内陣も廃却する。	『社記仮附』
閏4.22		貴布禰村内の延命寺の廃絶を申し渡す。	『社記仮附』
閏4.27		本郷内で、仏号のつく田地の字をあらためる。	『社記仮附』
閏4月		社家町内の薬師堂が廃仏となる。	「薬師堂廃仏地子米押借願」
閏4月		社家町内の祖芳院が廃絶となる。	「祖芳院廃仏地子米押借願」
閏4月		大日如来が廃仏になる。	『社記仮附』
5.14		貴布禰村内の地蔵堂・不動堂を入札する。	『社記仮附』
5.17		廃仏掛、西念寺廃絶につき、寄進米の起源を勘出させる。	『社記仮附』
5.21		賀茂御讀經所にあった紺地金泥「後柏原天皇御宸筆十巻」を火中に投すべきかどうか神祇官に問い合わせ、5月17日の神祇官福羽美静の命により、社内の文庫に保管されることとなる。	『社記仮附』
5.29		大乘寺薬師堂、取り払いとなる。	『社記仮附』

が出された。

境内の堂宇だけでなく、貴布禰村にあった不動堂や地蔵堂、社家町にあった西念寺や薬師堂など、領地内の寺・堂もことごとく廃絶したようである。ここで注意したいのは、こうした寺にあった仏像などが完全に失われてしまつたわけではなかつた点である。たとえば、西念寺にあった平安時代後期の阿弥陀如来坐像は、現在、京都市北区の西向寺に安置されている。⁽²⁶⁾ 神宮寺觀音堂は、明治二年に京都市左京区乗願院の本堂として移築された。ほかならぬ本像も、上賀茂社から移されたものであつた。

こうした仏教施設の処分が、上賀茂社の廃仏掛が神祇官に伺いを立てながら進められた点にも留意しておきたい。神仏分離の際に処分された本像も、上賀茂社にかかわりのある堂舎より出たものである可能性がきわめて高い。

聖神寺は、後世の編纂史料である『賀茂社家系図』によると、弘仁十一年（八二〇）に、賀茂社の禰宜男牀が神の託宣により建てた寺であるとされる。⁽²⁷⁾ 同時代史料上の初見は承和四年（八三七）であり、少なくとも九世紀前半に聖神寺が存在したこと確実である。この時、天災地変が頻発したため、聖神寺を含む二十ヶ寺で、僧綱たちが毎月三旬三日間、昼は大般若經を転読し、夜は薬師宝号を讃じたという。近世の地誌『山城名勝志』によると、聖神寺はもともと上賀茂社から少し離れた紫竹大門にあり、寛永六年（一六二九）、一の鳥居の西方に移転した。そこには聖觀音菩薩像が安置されていたといふ。

もう一方の岡本堂の創建事情については、『続日本後紀』天長十年（八三三）十二月癸未条に詳しい。

【史料1】

道場一处在_三山城國愛宕郡賀茂社以_三東一許里_一。本号_二岡本堂_一。是神戸百姓奉_二為_一賀茂大神_二所_一建立_二也_一。天長年中檢非違使盡從_二毀廢_一。至_レ是_一、勅曰_二、仏力_一神威相須_レ尚矣_一。今尋_二本意_一、事縁_二神分_一。宜彼堂宇特聽_二改建_一。

天長年間（八一四～八三三）、賀茂社の神戸の百姓が賀茂大神のために、賀茂社の東方一許里の位置に岡本堂を建立したが、検非違使が破却した。その後天長十年に再建が許されたといふ。

『山城名勝志』卷十一⁽²⁸⁾には、岡本堂について「岡本ハ謂大田社ノ辺、今有薬師堂、是岡本堂歟」とあり、岡本という地名は大田社のあたりに相当し、そこには現在薬師堂があると述べている。幕末から明治初期にかけての社家町の様子を描いた「上賀茂社家町絵図」⁽³⁰⁾（挿図13）には、たしかに大田社の側に薬師堂を確認することができ、少なくともこの頃まで薬師堂のあつたことが知られる。

岡本にあつた薬師堂も、この時期に取り壊しになつたものと推測される。

振りかえるに、神光院薬師如来像の推定制作年代は、史料1にあつた岡本堂の再建された時期に符合する。また本像の作行の素朴さは、神戸の百姓によつて建立されたという岡本堂の性格を示すかのようである。

岡本堂から神宮寺への本像の移動を裏づける証拠は、現段階では見出せていない。しかし、現在知られることからすれば、本像が岡本堂の薬師如来像であつた可能性は非常に高いようと思われる。⁽³²⁾

おわりに

本稿は、神光院薬師如来像の基礎データを提示し、あわせて、上賀茂社伝來の本像が、賀茂大神のために建てられた岡本堂にあつたものである蓋然性が高いことに論及した。

これがみとめられるならば、本像は、平安時代前期における基準的作例の一つとなり、また神仏習合による造像の具体的なありようを示す遺品として、きわめて重要な意味をもつこととなる。

八世紀以降、在來の神祇信仰と外来の仏教信仰とがしだいに混交・融合し、神と仮の関係をあらわす論理が生み出されていった。そのなかで、仏法に帰依して神身を受けた苦惱から解脱を願う「神身離脱」思想が生まれ、地方の神を中心にその救済を目的とする神宮寺が建立された。その後、「神身離脱」の思想は顯著ではなくなり、むしろ神本来の威力を肯定的にとらえ、「仏力をもつて神威を増す」という觀念が生まれたとされる。⁽³³⁾

さらにこの薬師堂の立地について考えてみると、これは史料1に言う「賀茂社より東に一許里」に建てられた岡本堂の位置と、方角も距離もほぼ一致する。『山城名勝志』における考証のよう、この薬師堂が岡本堂に相当するとみてまず間違いないだろう。すなわち、上賀茂社にかかる仏教施設で、平安時代初期にさかのほる薬師如来像が安置されていた可能性のある堂は、知られる限りにおいて、岡本の薬師堂、すなわち岡本堂しかないとということになる。

なお、上賀茂社で廢仏のおこなわれていたまさに慶応四年閏四月に、社家町にあつた薬師堂が処分されていたことのわかる史料が存在する（挿図14）。社家町内の

挿図14 薬師堂廃仏地子米拝借願 京都・賀茂別雷神社蔵

「仏力をもつて神威を増す」という神仏習合思想を背景に造立されたものだつたと考えられるのである。

註

本文書は、縦二五・四センチ、横一八・五センチ、全十五丁、袋綴の一冊本で、神光院の所蔵である。箱蓋裏の銘記から、教王護国寺の旧蔵になり、明治十四年の冬に、当時神光院の住職であった和田智満が三条西乗禪から譲り受けたものであることが知られる。智満については後述する。

本書の内題に「神光院二階堂等事」とあり、内容からみても神光院に関する文書であることは間違いない。内容は、「神光院草創并三ヶ所住持等事」「正安四年三月十一日置文人數事」「一階堂住持次第」「宝幢院住持事」「北坊住持次第」「嵯峨中院事」「三輪法流事」の各項目から構成され、神光院やその堂舎・子院の由緒や住僧の系図などをまとめたものである。錯簡があるものの、奥書とみられる記述に「文安四年 聖吽」とあり、文安四年（一四四七）の成立と考えられる。神光院の草創については、次のように記されている。

補方陰宣倉等三列戶任持等事
建保年中、一代社務能久号築紫
社務就當社
御本地有^二疑、或習^二法花八軸之妙文、或号^二

藥師三尊、或釈迦、阿弥陀一ト申。如「此習都テ
不^(二)准^(一)。依^(レ)之、能久、百日參^(二)籠當社^(一)偏祈^(二)此事^(一)。
満スル夜、有^(一)靈夢之告^(二)云、和州三輪慶円上人
所^(レ)知^(二)其^(一)也云々。則以^(レ)靈光之所^(一)、建^(二)立^(一)二字
興^(レ)密教^(一)可^(レ)備^(一)神明法樂^(二)云々。依^(レ)之、能久神主
馳^(レ)參和州三輪^(一)、具奉^(レ)語^(二)上件之子細^(一)之處、
則上人令^(レ)承諾^(一)給^(二)。仍ト^(一)靈光之地^(二)、遷^(二)當社
旧殿^(一)、三二日頓^(二)作之^(一)。二階備^(二)長日不退之
法味^(一)者也。神光院是也。

なお、本文書の調査に際しては、羽田聰・大原嘉豊両氏のご協力を得たところ、
神主もまた同じ夢を見て神光院を嘗んだとする。

(5) 須磨千穎「賀茂別雷神社「社務補任記」」(『賀茂文化研究』二、一九九四年一月)。
(2) 「社務補任記」では建保五年とする。

(4) 『山城名勝志』所引の「縁起」によると、僧行円が靈夢により賀茂に詣でたところ、
高見寛恭「和田智満和上年譜考(上)(下)」(『密教学会報』十六、十七・十八、
一九七七年三月・一九七八年三月)。智満は、父の吳山(画号)円山四条派の森徹
山門下)とともに、河内國長永寺の智幢について出家得度し、菩薩流を本流として
諸流に通じた。外典にも通じ、古梵字に造詣が深く、貫名海屋に書を学び大師流を
究めた。第三十二代隨心院門跡。また智満は、和漢の典籍などを収集した古物愛好
家としても知られる。唐代の琴譜『碣石調幽覽第五』(国宝・東京国立博物館蔵)は、
智満の旧蔵。明治十六年(一八八三)には、三条西乘禪の依頼を受け、弘法大師一
千五十年遠忌に向けておこなわれた東寺仏像の修理事業を主導したという。

高見氏の論考によれば、智満は、安政元年(一八五四)、神光院信徒惣代であった、
京都寺町鳩居堂の熊谷蓮心の請いに応じて、父と法兄の覚樹とともに神光院に移錫
した。明治四年に、京都府が無祿・無檀・無住の寺の廃止を通達したため、本寺で
ある醍醐寺が神光院廃寺を届け、神光院は廃寺となつた。當時、智満は神光院に在
住していたが、前年に父が死去したことにもなつて隠棲しており、無住職のかた
ちとなつていたため廃寺にされたという。智満は、当院伽藍と境内とを買得し、寺
を存続させた。明治十一年になつて、内務省から寺号復旧の通達が出され、智満は
神光院の復旧を出願し、許可を得て寺号を復した。

藥師三尊、或觀迦、阿彌陀一ト申。如レ此習都テ
不一准。依レ之、能久、百日參_二籠當社、偏祈_二此事。_一
満スル夜、有靈夢之告云、和州三輪慶円上人

所レ知其実也云々。則以靈光之所、建_ニ立_ニ宇_ニ
興_ニ密教_ニ可_レ備_ニ神明法樂_ニ云々。依_レ之、能久神主

馳_一參和州三輪、具奉_二語_一上件之子細_二之處、則上人令_一承諾_二給。仍卜_一靈光之地、遷_二當社日殿、三_一日頃_二作之。二_一暨備長_二日不復之

法味者也。神光院是也。

(2) 須磨千穎「賀茂別雷神社「社務補任記」」(『賀茂文化研究』二、一九九四年一月)。

(4) 『山城名勝志』所引の「縁起」によると、僧行円が靈夢により賀茂に詣でたところ、神主もまた同じ夢を見て神光院を営んだとする。

(5) 高見寛恭「和田智満和上年譜考（上）（下）」（『密教学会報』十六、十七・十八、一九七七年三月・一九七八年三月）。智満は、父の呉山（画号）。円山四条派の森散

詩流に通じた。外典にも通じ、古梵字は造詣が深く、貫名海屋に書を学び、大師流を究めた。第三十二代隨心院門跡。また智満は、和漢の典籍などを收集した古物愛好家としても知られる。唐代の琴譜『碣石調幽竄第五』（国宝・東京国立博物館蔵）は、

智満の旧蔵。明治十六年（一八八三）には、三条西乘輝の依頼を受け、弘法大師一千五十年遠忌に向けておこなわれた東寺仏像の修理事業を主導したという。

高見氏の論考によれば、智満は、安政元年（一八五四）、神光院信徒惣代であつた、京都寺町鳩居堂の熊谷蓮心の請いに応じて、父と法兄の覚樹とともに神光院に移錫

した。明治四年に、京都府が無祿・無植・無住の寺の廃止を通達したため、本寺である醍醐寺が神光院廃寺を届け、神光院は廃寺となつた。当時、智満は神光院に在

住していたが、前年に父が死去したことにもなつて隠棲しており、無住職のかたとなつていたため廃寺にされたという。智満は、当院伽藍と境内とを買得し、寺を手継させた。明治二十三年によつて、内務省からの官許の通達をうけ、^{官許}は

智清は、
を有経させた。明治十一年になつて、内務省から、長野の巡道が出来られ
神光院の復旧を出願し、許可を得て寺号を復した。

(6) 像高（獅子冠・地付）七五・五センチ。この像（挿図15）は、後述する「神光院什器帳」のうち、「第壹項仏像之部」記載の愛染明王木像に相当する。そこには、「愛染明王木像壹体、但御丈尺式七寸。年代作者不詳。当院旧本尊也。按寺記、或是

挿図 15 爽染明王坐像 京都・神光院藏

応永九年当院回禄後所「安置」とあり、少なくとも明治時代において、愛染明王が当院のもととの本尊であつたとみられていたことが知られる。註1の「神光院古記録」によれば、神光院は、応永九年（一四〇二）三月十九日、本尊や聖教をはじめ塵一つ残さず焼失し、その約半世紀後の文安四年（一四四七）ごろ再興した。本像は、様式的にみて「神光院什器帳」の述べるよう、応永九年の火災後につくられたものと考えられる。

(7) 神光院には、明治十九年の「神光院什器帳」をはじめ、隨時作成された宝物目録を合冊した帳簿が所蔵されている。外題には、「自明治十六年 什器什物一件 洛北神光院」とあり、合冊されている目録等は次の通り。名称は内題に准ずる（法量は縦×横、単位はセンチメートル）。

〔寺院明細帳書式〕	一一五・一×一七・〇、本文四丁、一八八三年
〔神光院什器帳〕「明細書」	一二六・四×一九・〇、十八丁、一八八六年
〔神光院宝物目録〕	一二七・〇×一九・〇、二丁、一八九九年
〔神光院宝物古器物古文書目録〕	一二六・二×一九・〇、五丁、一八九九年
〔帝国京都博物館寄託願品目〕	一二六・五×一九・〇、一丁、年代不明
〔明細帳〕	一二七・二×一九・五、十二丁・境内図、一九〇四年
〔寄附宝物目録〕	一二七・五×一九・五、六丁、年代不明
〔神光院宝物届〕	一二七・五×一九・五、八丁、年代不明
〔寄附宝物目録〕	一二七・五×一九・五、七丁、一九一年
〔什物明細帳〕（仮称）	一二三・二×一五・五、九丁、年代不明、草稿か
〔宝物古器物古文書目録〕	一二八・〇×一八・二、十六丁、一九一年
〔神光院宝物御届〕	一二八・〇×一八・二、十六丁、一九一年
〔長屋王發願経（神龜経）解題〕	一二五・〇×一七・七、用箋一枚、年代不明
〔柏林社チラシ〕	一二三・二×一五・六、半折、年代不明
〔神光院執事宛封筒〕	
〔神光院宝物目録〕	一二四・二×一六・二、ガリ版刷り八丁、一九五九年
(8) 拙稿「神護寺薬師如来像の史的考察」（『美術研究』四〇三、二〇一年三月）参照。	
(9) 調査は二〇一〇年十月一日・二日の両日おこなった。神光院執行役員の徳田光圓氏をはじめとする皆様に全面的なご協力を賜った。調査に際しては、伊東史朗・井上一稔・津田徹英・松岡久美子・森井友之・久永昂央・田中健一・中野慎之・高橋早紀子各氏の多大なご協力を得た。撮影は山崎兼慈氏による。	

(10) その他の法量は次の通り（単位センチメートル）。

耳張	一四・六	耳	耳張	一四・六
面巾	一一・〇、	面巾	面巾	一一・〇、
面	一一・〇、	面	面	一一・〇、
面長	一二・四、	面長	面長	一二・四、
足先開	（内）一五・二	足先開	足先開	（内）一五・二
三一・一	三一・一	三一・一	三一・一	三一・一

(11) 台座の泥地の色が像表面の泥地の色と似てることから、表面の補修や足柄の作成などは、この時の修復によるものと思われる。

(12) 松田誠一郎「大阪・道明寺十一面觀音像（伝試みの觀音）について」（上）（下）（『MUSEUM』四四八・四四九、一九八八年七月・八月）。

(13) 井上正「京都・安樂寺如來形立像」（同『古佛—彫像のイコノロジー』）法藏館、一九八六年。初出は一九八四年）。本像の調査には、和田英治氏ならびに安井雅恵氏のご協力を得た。

(14) 註7参照。神光院に残されるものは、京都府に提出されたものではなく寺の控えであると思われる。

(15) 像高（頭上面頂一地付）一六五・二センチ。一本造のようだが、構造の詳細は不明。関連史料として、近世の「賀茂神宮寺觀音縁起」一巻が当院に所蔵される。この縁起は、明治三十二年の「神光院宝物古器物古文書目録」（註7参照）によると、京都市上京区油小路通出水北の恒川永治郎氏から寄付されたものであるという。

(16) 上賀茂神社所蔵の「社記仮附」慶應三年五月前後の分を通覧しても、この時期に神宮寺の仏像が処分された様子はうかがえなかつた。

なお「社記仮附」は氏人物中の寄合の日記である。社家町の氏人物中が寄合をする評議所（会所）に毎日当番が詰めており、そこで日々生起することを「日次記」「社記」に書き継いだという。明和九年（一七七二）より社記仮附という表題に変更された。幕末維新期の「社記仮附」は、この時期の上賀茂神社の諸々の変革を理解するうえで非常に高い価値をもつものと位置づけられている。「社記仮附」の基本的な理解については、藤田恒春・落合弘樹・高木博志各氏の解説を参照（『京都府古文書調査報告書第十四集 賀茂別雷神社文書目録』京都府教育委員会、一九九四年、七六五・七七一頁）。「社記仮附」ほか賀茂別雷神社の古文書類の調査に際しては、米田裕之・上島享兩氏の多大なご協力を得た。

(17) 左右足柄に、それぞれ「正和元年」法印重營の陰刻銘がある。本像の調査報告は、別途おこなう。

(18) 内藤榮「36・37 大般若經厨子」解説（奈良國立博物館の名宝——世紀の軌跡——展図録、奈良國立博物館、一九九七年四月）等参照。

(19) 「京の葵祭——王朝絵巻の歴史をひもとく」図録（京都文化博物館、二〇〇〇三

- 年四月）。上賀茂社の神仏習合については、泉谷康夫「上賀茂神社の神仏習合と分離」（『神道大系月報』四十三、一九七九年十一月）、嵯峨井建「中世上賀茂神社の神仏習合—『賀茂社家系図』と『社務補任記』を中心に—」（岡田精司編『祭祀と国家の歴史学』塙書房、一〇〇一年）、同「鴨社の神仏習合」（『鴨社叢書1 鴨社の絵図』財団法人糺の森顕彰会事務局、一九八九年五月）、上島享「王朝貴族と上賀茂社」（大山喬平監修、石川登志雄・宇野日出生・地主智彦編『上賀茂のもり・やしろ・まつり』思文閣出版、二〇〇六年）を参照。
- (20) 前註の上島氏論文。
- (21) 史料上の初見は『小右記』寛仁二年（一〇一八）十一月六日条（註19の嵯峨井氏前掲論文参照）。
- (22) 「社務補任記」によると、寛治六年、御読經所に供僧が置かれたという（註19の嵯峨井氏・上島氏の両論文）。
- (23) 上島享「王権による支配秩序の形成—新たな神仏習合の展開」（同『日本中世社会の形成と王権』第一部第三章第二節、名古屋大学出版会、一〇一一年、原型初出は二〇〇一・二〇〇四年）。
- (24) 「社務補任記」によると、応安六年（一三七三）、觀音堂から火が出て経蔵・鐘楼に延焼し、本尊十一面觀音は「炎上畢」とされる。このほか、上賀茂神社に所蔵される寛永六年（一六二九）六月二十六日の「聖神寺小經所并読經所神宮寺棟上日時ト定状」（賀茂別雷神社蔵）から、この時期に神宮寺などが再建されたことが知られる。
- (25) 神仏分離と廃仏毀釈に関する、安丸良夫「神々の明治維新—神仏分離と廃仏毀釈」（岩波新書、一九七九年）等を参照。上賀茂社の廃仏については高木博志「明治維新と賀茂祭」（註19の前掲書『上賀茂のもり・やしろ・まつり』）、下社については註19の嵯峨井氏前掲「鴨社の神仏習合」参照。
- (26) 修理記録によると、西向寺阿弥陀如来坐像二軀のうち二号像の像内より、慶安二年（一六四九）の年紀のある「西念寺本尊再興奉加帳」一巻が発見されたという。この納入文書によれば、本像はもと上賀茂御堂西念寺の像で、慶安一年縁運社隨營舟岸によって修理されたことが知られるという（『京都市文化観光資源調査会報告書』、京都市觀光局、一九七九年三月）。本修理記録については、安井雅恵氏のご教示を得た。
- (27) 『賀茂社家系図』（『神道大系神社編八 賀茂』神道大系編纂会、一九八四年）。
- (28) 新訂増補国史大系『続日本後紀』承和四年四月丁巳条（以下、「続日本後紀」は同書による）。聖神寺に関しては、註19の嵯峨井氏前掲論文、西本昌弘「平安京野

寺（常住寺）の諸問題」（角田文衛監修 財団法人古代学協会編『仁明朝史の研究—承和転換期とその周辺—』思文閣出版、二〇一一年）参照。

(29) 『新修京都叢書』卷十四、臨川書店、一九七六年。

(30) 註19の「京の葵祭展」図録参照。

(31) 「薬師堂廃仏地子米拌借願」（賀茂別雷神社蔵）。

(32) 天長年間に檢非違使が岡本堂を破却した際、安置仏が難を免れた可能性も十分にある。その場合でも、本像の造像年代は天長年間を大きく超るものではないだろう。

(33) 中井真孝「神仏習合思想の形成と發展」（季刊 日本學』一一、一九八三年五月）、同「平安初期の神仏関係—特に護法善神思想と神前読經・神分得度について—」（菊地康明編『律令制祭祀論考』塙書房、一九九一年）など参照。

(34) 『続日本後紀』承和六年五月辛卯条。

(35) 『続日本後紀』承和三年十一月丙寅条。

付記

本稿を作成するうえで、本文および註にお名前をあげた皆さまから多くのご協力を賜りました。また、水野敬三郎氏、浅井和春氏より貴重なご助言を賜りました。末筆ながら心より御礼申し上げます。

本稿で使用した挿図のうち、挿図4・6は、『日本美術全集5 密教寺院と仏像』（講談社、一九九二年）、挿図12・13は、「京の葵祭展—王朝絵巻の歴史をひもとく—」図録（京都文化博物館、二〇〇三年四月）より複写・転載させていただきました。また挿図9は、伊東史朗氏よりご提供いただきました。

本稿は文部科学省科学研究費補助金若手研究（B）「寺院造営組織からみた平安前期彌刻の研究」（課題番号一二七二〇〇五一）の成果の一部である。

（さらいまい・企画情報部研究員）